

一般社団法人宮城県中小企業家同友会定款

前文

この法人は、宮城県中小企業家同友会（宮城同友会）がこれまで行ってきた活動を、その理念と方針に基づいて維持継続的に運営するために設立するものである。

宮城同友会の法人化の目的及び趣旨は、法人格の取得により、宮城同友会としての政策活動の充実化、保有資産や権利関係等の区分明確化、公益的又は共益的な活動や事業の支援の強化を図ることであり、法人化によって、宮城同友会のこれまでの理念や活動方針等に変更を与えるものではない。

よって、この法人の会員（この法人においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員のことを、社員又は会員という。）及び役員は、宮城同友会の理念や方針のもと、会員の総意に基づいた法人運営及び活動を行うよう努めることを確認する。

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県中小企業家同友会と称する。略称は、宮城同友会とする。

（事務所）

第2条 この法人の主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業等

（目的）

第3条 この法人は、中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的として活動をすすめる。

1. この法人は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざす。
2. この法人は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざす。
3. この法人は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的、平和的な繁栄をめざす。

(事業)

第4条 この法人は、会員の力をあわせて前条の目的を達成するため、次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 会員相互の経験、知識、技術、情報、経済等の交流の促進を図る事業
- (2) この法人がめざす人間尊重の労使関係を確立するための活動
- (3) 中小企業の経営を守り、発展させるために、国、行政、その他関係機関等に働きかけや要望提言する活動
- (4) 各種の研究会、研修会等の運営及び支援活動
- (5) 会報等の発行や情報の提供及びその他の広報活動
- (6) 中小企業家同友会全国協議会に加盟し、全国各地の中小企業家同友会との交流及び協力を図る活動
- (7) 中小企業の経営に資する各種事務の受託及び支援並びに中小企業の経営の発展に資する諸活動
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業及び活動

(運営基本方針)

第5条 この法人は、第3条の目的の達成及び前条の事業を行うにあたり、次の事項を運営の基本方針とする。

- (1) この法人は、中小企業家が自ら結集し、この法人の目的達成をめざして自主的に連帯して活動する。
- (2) この法人は、会員の経営の要望や悩みを基礎に、考え方、経験、年齢にかかわらず誰もが対等な関係で、民主的に運営する。
- (3) この法人の会員の思想信条の自由を尊重し、この法人としては特定の政党や宗教団体の支持または推薦を行わない。

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の趣旨に賛同する中小企業家及びそれに準ずる者は会員になることができる。なお、中小企業家及びそれに準ずる者とは、別途会員資格に関する規定に定める。

2. 次の各号の一つに掲げる者は、会員になることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員・準構成員に該当し、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (2) 反社会的勢力が実質的に事業運営を支配又は事業運営に関与していると認められる者。

(入会)

第7条 この法人に入会を希望する者は、会員1名以上または事務局の推薦を得て、入会申込書に入会金を添えて申し込み、理事会の承認を得るものとする。

(入会金・会費)

第8条 会員は、法人法に規定する社員総会（以下、「総会」という。）において定める入会金及び会費を負担する。既に支払った入会金及び会費は返戻しない。

2. 前項の中に、中小企業家同友会全国協議会（以下「中同協」という。）の分担金、機関紙の講読料が含まれるものとする。
3. 入会金及び会費の納入方法その他詳細については理事会において別途定めるものとする。

(資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会をしたとき
 - (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
 - (3) 会費を滞納し、滞納金額が6か月分となったとき
 - (4) 会員が事業を廃止し、または会員が所属する企業が事業を廃止したとき
 - (5) 除名となったとき
2. 会員が前項によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会費未納等の未履行の債務は、これを免れることができない。
3. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他拠出された金品は返還しない。

(会員の退会)

第10条 会員の退会について、次の通り定める。

- (1) 退会を希望する場合は、理事会に退会届を提出し、承認を得るものとする。退会の場合は、理事会で退会承認される月の分まで会費を納入するものとする。
- (2) 会員が会費を滞納し、回収が困難または不可能と判断されたとき、その会員を理事会の承認を得て退会とすることができるものとする。

(除名等)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合、総会の決議をもって、除名することができる。

- (1) この法人の名誉を棄損する行為をしたとき

- (2) この法人の事業活動を妨げ、又は妨げようとする行為をしたとき
 - (3) 会員や事務局員へハラスメント行為や迷惑行為を行ったとき
 - (4) 会員や第三者に対する強引なセールスやローラー営業などのマナー違反や倫理上抵触する行為をしたとき
 - (5) 中小企業家同友会の理念や運動を否定する行為をしたとき
 - (6) 第6条第2項に該当することが判明したとき
 - (7) その他この法人の定める定款、規程、規則その他ルールに従わないとき
 - (8) この法人からの指導に従わないとき
2. この法人は、会員に前項(1)から(8)までに掲げた事由に該当するおそれがある場合は、理事会の決議に基づき、当該会員に対し、指導または退会勧告もしくは資格停止の処分を行うことができる。

第4章 社員総会

(構成及び決議)

- 第12条 社員総会（法人法上の社員総会を以下、「総会」という。）は、中小企業家同友会の掲げる民主的運営に則り、必ず全会一致、会員の総意に達することを原則として討議を行い、早急かつ強行に採決を行ってはならず、議論を深めるように努めなければならない。
2. 議決権は、会員1名につき1個とし、討議を尽くした結果、全会一致に至ることができないときは、出席会員の議決権の5分の4以上の多数をもって行う。なお、この場合、定足数の定めは置かないものとする。
3. 法人法第49条第2項に定める事項は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 前期の活動及び事業報告
- (2) 今期の活動及び事業計画
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、この法人にかかる重要事項及び総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎事業年度終了後から3か月以内に開催する。
3. 臨時総会は、理事会の決議により開催する。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において理事の中から議長1名、副議長1名を選出する。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び総会によって選任された議事録署名人2名が議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第18条 この法人に、次のとおり役員を置く。

(1) 理事

- ① 理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- ② 理事の員数は20名以上70名以内とし、総会において選任する。

(2) 代表理事

- ① 代表理事は、この法人の会務の全般を統括し、この法人を代表する。
- ② 代表理事の員数は3名以内とし、理事会において理事の中から選定する。

(3) 副代表理事

- ① 副代表理事は、この法人の会務の全般について代表理事を補佐し、代表理事に事故がある場合は、理事会の決議によりその職務を代行する。
- ② 副代表理事の員数は8名以内とし、理事会において理事の中から選定する。

(4) 監事

- ① 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- ② 監事の員数は3名以内とし、総会において選任する。

2. 第6条第1項(2)に該当する者は、役員となることはできない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時総会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期については、他の理事の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(取引の制限)

第20条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(相談役及び顧問)

第21条 この法人は、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

2. 相談役及び顧問は、この法人の役員経験者であって功績のあった者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
3. 相談役及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会、各委員会、部会又はその他の会議に出席して、意見を述べることができる。
4. 相談役及び顧問に対する報酬は無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第22条 この法人に理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3. 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、総会の決議の具体化を推進する。

(権限)

第23条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (2) 総会の開催及び総会に提出する議案の決定
- (3) 補正予算案の決定
- (4) 支部の新設、変更、廃止
- (5) 委員会、部会の設置、変更、廃止及び分担業務等の検討
- (6) 相談役及び顧問の選任及び解任
- (7) この法人の運営に必要な諸規定や規則等の制定及び改廃
- (8) その他、理事が協議の上、必要と認めた事項

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、原則として3か月に1回以上開催する。

(招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故がある場合は、副代表理事が代表理事に代わって招集する。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事会の構成理事によって互選された者が務める。

(決議)

第27条 理事会における審議は、緊急性を要する等の特段の事情がない限り、全会一致を得るべく、討議を深めなければならないものとし、継続審議が可能な場合は、早急かつ強行な採決による決議を避けなければならない。

2. 議長が採決を行う場合は、審議における十分な討議を尽くしたことを確認の上、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その5分の4以上の賛成によるものとする。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第7章 正副代表理事会

(設置)

第29条 本会の運動を的確かつ効率的に運動を進めるために正副代表理事会を設置する。

2. 正副代表理事会の任務・構成並びに運営に関し必要な事項は組織運営規定に定める。

第8章 支部・委員会・部会及び事務局

(支部)

第30条 この法人の活動を円滑に進めるため支部を設けるものとする。

2. 会員は、いずれかの支部に所属して活動するものとする。
3. 支部の設置、変更、廃止については、理事会が内容を決定する。
4. 支部は、中小企業家同友会の会員の学びと交流の組織として自主的な活動を推進し、その運営等については別途定める「支部運営規定」によるものとする。

(委員会)

第31条 この法人の事業を推進するために、理事会は必要に応じて委員会を設置することができる。

2. 委員会の設置及び運営等に関する事項は、別途定める「委員会運営規定」によるものとする。

(特別委員会)

第32条 特別委員会は、期間を定めて特定の目的を達成させるため、必要に応じて理事会の決議により随時設置することができ、その目的達成により解散する。

(部会)

第33条 この法人の事業及び活動を推進するために、理事会は必要に応じて問題、テーマ、同業種又は関連業種ごとにそれぞれの課題の検討や対応を行うための部会を設置することができる。

2. 業種別等部会の設置及び運営その他課題に関する必要な事項は、別途定める「部会運営規定」によるものとする。

(協議会・ブロック)

第34条 この法人の目的の実現と活動の推進及びこの法人の充実強化を図るため、協議会・ブロックを設けることができる。

2. 協議会・ブロックの設置及び運営等に関する事項は理事会の定めるところによる。

(対策本部・プロジェクト)

第35条 災害対応、技術革新等の全般的かつ短期的な課題を推進し、活動や運動を発展させるために必要に応じて対策本部又はプロジェクトを設けることができる。

2. 対策本部又はプロジェクトの設置及び運営については、理事会の決議によるものとし、原則として、各事業年度ごとに理事会の方針に基づき、運動の推進を図るものとする。

(事務局)

第36条 この法人は、事業の運営を円滑に行うためのセンター的機能を担うため事務局を設けるものとする。

2. 事務局長は、代表理事が推薦し、理事会の承認のもと選任する。
3. 事務局員の任免及び待遇については、理事会において決定する。

(個人情報保護)

第37条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全の体制を期すものとする。

2. 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会において定める個人情報保護に関する方針および規程による。

第9章 会計及び資産

(財政)

第38条 この法人の財政は、入会金・会費・特別会費・寄付金・その他の収入で運営する。

(基金)

第39条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 抛出された基金は、この法人が解散するまでは返還することができないものとする。
3. 総会において基金の返還について決議した後の基金返還にかかる具体的事項に関しては理事会にて決定する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、正副代表理事会において作成し、理事会の承認後、総会の決議を経るものとする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収支を講じることができる。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款の変更は、総会の決議を必要とする。

(解散)

第45条

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散したときに残存する財産は、総会の決議によって類似の目的を持つ法人に譲渡するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第47条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第48条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時役員の名又は名称及び住所)

第49条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、以下のとおりである。

設立時理事の氏名

鍋島孝敏

玄地学

一戸大佑

設立時監事の氏名

佐久間一志

高橋健一郎

設立時代表理事の住所及び氏名

氏名 鍋島孝敏

氏名 玄地学

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりである。

設立時社員

氏名 鍋島孝敏

設立時社員

氏名 玄地学

設立時社員

氏名 一戸大佑

(規則等)

第51条 この法人は、設立に際し、その活動及び運動の目的にしたがった円滑な運営を行うため、以下の規則を定めるものとする。

- (1) 役員選考規定
- (2) 入退会規定
- (3) 会計規定
- (4) 対外活動に関する規定
- (5) 理事会運営規定
- (6) 支部運営規定
- (7) 運営に関する細則

2. 前項に掲げた規則の改廃については、理事会において決定する。

3. 第1項に掲げたもの以外の規則、規程その他内規等の制定及び改廃は、理事会の決議によるものとする。

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人宮城県中小企業家同友会設立するため、設立時社員の鍋島孝敏、玄地学、一戸大佑の定款作成代理人である行政書士坪内啓は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

2024（令和6）年3月26日

設立時社員 鍋島孝敏

設立時社員 玄地学

設立時社員 一戸大佑

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士坪内啓